

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	66
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	67
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	67
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	67
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	67
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	67
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	68

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	72
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	73
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	74
○特定調達契約に係る入札の公告.....	75

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	76
-----------------	----

告 示

北海道告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータの購入 200台
 - パーソナルコンピュータの購入 148台
- 落札を決定した日
平成28年12月16日
- 落札者の氏名及び住所

- ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

- 18,651,600円
- 13,882,104円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年11月18日付け北海道告示第682号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 101台分 一式
- 落札を決定した日
平成28年12月16日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 富士通リース株式会社
 - 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 落札金額
160,380円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成28年11月18日付け北海道告示第683号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第51号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 牛のブルセラ病及びヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

音 更 町 平成29年2月6日から同年3月31日まで

池 田 町 同 2月6日から同年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛の結核病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

音 更 町 平成29年2月6日から同年3月31日まで

池 田 町 同 2月6日から同年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（左岸島松地区（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成29年1月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、名寄市名寄東地区の換地処分をした。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 泊共和線 岩内郡共和町発足90番25地先から 平成29. 1.25

同郡共和町発足222番35地先まで

北海道告示第55号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年1月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

苫小牧有珠の沢町1（Ⅰ－3－507－3065）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

苫小牧市有珠の沢町5丁目、6丁目、字糸井（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 苦小牧有珠の沢町2（Ⅰ－3－508－3066） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 有珠の2号沢（Ⅰ－31－0110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町2丁目、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 有珠の1号沢（Ⅰ－31－0120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町1丁目、有珠の沢町2丁目、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 有珠の4号沢（Ⅰ－31－0140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町1丁目、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 有珠北の沢1号（Ⅲ－31－014） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 苦小牧高丘1（Ⅱ－3－344－2373） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町2丁目、字高丘（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 苦小牧高丘2（Ⅱ－3－345－2374） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市有珠の沢町1丁目、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元静内一の沢川（Ⅱ－34－1650） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元静内二の沢川（Ⅱ－34－1660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第56号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年1月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦小牧植苗2（Ⅱ－3－2－1175） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦小牧市字植苗（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
--	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫小牧植苗1（Ⅲ-3-3-481） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字植苗（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫小牧植苗4（Ⅲ-3-4-482） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字植苗（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 有珠の3号沢（Ⅱ-31-0130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市有珠の沢町1丁目、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 有珠北の沢2号（Ⅲ-31-179） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	元静内沢川（Ⅰ-34-1680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 竹内の沢川（Ⅱ-34-1600） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 アザミ川二の沢川（Ⅱ-34-1610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東静内沢川（Ⅱ-34-1620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 田村沢川（Ⅱ-34-1630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 田村一の沢川（Ⅱ－34－1640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 元静内三の沢川（Ⅱ－34－1670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内（Ⅰ－3－386－2026） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内1（Ⅰ－3－387－2027） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内2（Ⅰ－3－388－2028） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立1（Ⅰ－3－390－2030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立2（Ⅰ－3－391－2031） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立3（Ⅰ－3－392－2032） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立4（Ⅰ－3－393－2033）
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内3（Ⅱ－3－268－1441） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内4（Ⅱ－3－269－1442） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内5（Ⅱ－3－270－1443） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内6（Ⅱ－3－271－1444） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内7（Ⅱ－3－272－1445） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内東静内8（Ⅱ－3－273－1446） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立8（Ⅱ－3－274－1447） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町東静内、静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立9（Ⅱ－3－275－1448） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道オホーツク総合振興局告示第4号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	
平成29年1月24日	
北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量	
ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式	
イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（2台分） 一式	
ア及びイについては、それぞれの入札とする。	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。	
(3) 契約期間 平成29年4月10日から平成34年3月31日まで	
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。	
(4) 納入場所 入札説明書による。	
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であると証明されていること。	
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていると証明されていること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申請の時期 平成29年1月24日（火）から同年2月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで	
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係	
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）	
(2) 入札日時 平成29年2月24日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月23日（木）までに必着）	
(3) 開札場所 (1)に同じ。	
(4) 開札日時 (2)に同じ。	
6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。	
7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成28年11月29日付け北海道オホーツク総合振興局告示第139号	
8 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交付場所 4に同じ。	
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。	
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。	

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuunnai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 1 1 set
- b Lease of Car 2 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 24, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than February 23, 2017)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月24日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び年間予定数量

ア	A重油その1（夕張地域）	134,000リットル
イ	A重油その2（岩見沢地域）	390,000リットル
ウ	A重油その3（空知南部地域）	180,000リットル
エ	A重油その4（空知中部地域）	343,000リットル
オ	A重油その5（空知北部地域）	416,000リットル
カ	A重油その6（深川地域）	73,000リットル
キ	灯油その1（夕張地域）	8,100リットル
ク	灯油その2（岩見沢地域）	173,900リットル
ケ	灯油その3（空知南部地域）	33,000リットル
コ	灯油その4（空知中部地域）	55,700リットル
サ	灯油その5（空知北部地域）	98,000リットル
シ	灯油その6（深川地域）	29,000リットル

アからシまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書とする。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に規定する石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月24日（火）から同年2月28日（火）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階会議室
(送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時

ア 1の(1)のAからカまで 平成29年3月7日（火）午前10時

イ 1の(1)のキからシまで 平成29年3月7日（火）午後1時30分
(送付による場合は、同月6日（月）午後5時必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142（直通）

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	134,000 liters
b	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	390,000 liters
c	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	180,000 liters
d	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	343,000 liters
e	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	416,000 liters
f	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	73,000 liters
g	Kerosene (JIS No.1)	8,100 liters
h	Kerosene (JIS No.1)	173,900 liters
i	Kerosene (JIS No.1)	33,000 liters
j	Kerosene (JIS No.1)	55,700 liters
k	Kerosene (JIS No.1)	98,000 liters
l	Kerosene (JIS No.1)	29,000 liters

B Bid tendering date and time :

a From a to f 10:00 A.M., March 7, 2017

b From g to l 1:30 P.M., March 7, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 6, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年1月24日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

石狩管内道立学校で使用する電力

(1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 53校 合計6,528キロワット

- (2) 電力量料金（使用電力量 1 キロワット時当たりの単価） 53校 合計14,464,900キロワット時
- 2 落札を決定した日
平成29年 1 月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道電力株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
- 4 落札金額
- (1) 基本料金（契約電力 1 キロワット当たりの単価） 597.35円
- (2) 電力量料金（使用電力量 1 キロワット時当たりの単価） 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年11月22日付け北海道教育庁石狩教育局告示第176号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年 1 月24日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|------------|--------------|
| ア A 重油その 1 | 117,000 リットル |
| イ A 重油その 2 | 52,000 リットル |
| ウ A 重油その 3 | 130,000 リットル |
| エ A 重油その 4 | 81,000 リットル |
| オ A 重油その 5 | 147,000 リットル |
| カ 灯油その 1 | 88,000 リットル |
| キ 灯油その 2 | 20,000 リットル |
- アからキまでの入札については、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第 1 項に規定する石油販売業の届出をしていること。
- また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成29年 1 月24日（火）から同年 3 月 2 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝合同庁舎 4 階 A B 会議室
（送付による場合は、郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成29年 3 月15日（水）午前10時（送付による場合は、同月 13日（月）午後 5 時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tsky/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 (3) 電 話 番 号 0155-26-9237 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 117,000 liters b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 52,000 liters	c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 130,000 liters d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 81,000 liters e Fuel oil A (JIS class 1, No2) 147,000 liters f Kerosene (JIS class 1) 88,000 liters g Kerosene (JIS class 1) 20,000 liters B Bid tendering date and time : From a to g 10 : 00 A.M., March 15, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2017) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9237
道 収 用 委 員 会 告 示	
北海道収用委員会告示第1号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成29年1月24日 北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣 1 事件名 平成28年（収）第6号函館圏都市計画道路事業（3・4・302号大野市街通）収用事件 2 起業者の名称 北斗市 3 事業の種類 函館圏都市計画道路事業（3・4・302号大野市街通） 4 裁決手続開始を決定する土地	

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
北斗市本町三丁目	160番2	宅地	231.40	231.38	24.94	持分10分の7 (亡)永田 誠一	北海道北斗市本町3丁目13番10号ただし、登記簿上の住所 北海道亀田郡大野町本町160番地2	なし	なし	なし	なし

						上記相続人 持分2分の1 永田 一範、 持分2分の1 高田 慶子 持分10分の3 永田 一範	北海道北斗市本町3丁目13番10号 北海道檜山郡厚沢部町緑町45番地4 北海道北斗市本町3丁目13番10号た だし、登記簿上の住所 北海道亀田郡大野町本町160番地2				
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

5 裁決手続開始決定の日
平成29年1月13日